## 1 鹿島神宮の祭礼と常陸平氏

中世の鹿島神宮には、1,100以上もの大小の神事があったと伝えられています。その中でも、1月の白馬祭と七月の大祭は重要な祭礼でした。白馬祭は、鎌倉幕府四代将軍藤原頼経が東国に下向した折、宮中よりもたらした祭事であるといわれます。本来は文字通り青馬を用いました。「当社例年中行事」(鹿島神宮所蔵)には「白馬之有節会、或八青馬之節会トモ云、馬八陽之獣也、青八春之色也、正月七日青馬ヲ見レハ年中之邪気ヲ除ト云」とあります。青は新春にふさわしい色であり、正月7日に青馬を見れば年中の邪気が除かれるという中国の故事に因む祭礼です。

乾元元(1303)年の「正月青馬之事 并 七月御祭大使役之事案」(鹿島神宮文書)によると,祭事に用いる神馬は,行方郡内小牧郷(行方市)にあった鹿島神宮の牧場から地頭によって献納されました。年未詳正月7日「幣馬幣牛之事」(賜芦文庫文書所収「鹿島文書」)にも「彼(鹿島神宮)の幣馬幣牛は,行方郡内小牧郷より,地頭行方本主景幹 の沙汰として之を出す,小牧は,大明神の御牧たるにより古牧と号する事,その隠れなし,小牧郷は,毎年,幣馬幣牛の外は,他の役,無き者なり」とあります。この史料は乾元年間(1302 ~ 1303)ごろのものと考えられます。小牧郷の地頭(常陸平氏一族行方氏の流れをくむ小牧氏)が鹿島神宮との相論にあたって,幣馬・幣牛以外の年貢等の負担義務はないとする自らの主張を記したものです。

この白馬祭とともに重要な祭礼であったのが七月大祭です。七月大祭は,中世には毎年実施され「七月御舟祭」とも呼ばれていました。この祭りは,神功皇后が朝鮮半島の三韓(新羅,百済,高句麗)へ出兵した折,鹿島神宮の祭神である武甕槌命が皇后の船を守護したという故事に由来すると伝えられています。七月大祭は,元来,朝廷より派遣された勅使が鹿島大使役として,祭礼の執行にあたることになっていました。しかし,中世になると,財政的な負担を軽減するため,国衙から派遣された大掾官が勅使の代理として鹿島大使役を勤めることになります。大掾官は,常陸国衙では実質的な最高責任者でした。

「鹿島大使役記」によると,この役を勤仕したのは,真壁・小栗・吉田・東条・鹿島・大掾(国府)・行方の常陸平氏七氏でした。常陸平氏七氏は,他の氏族を大使役に関与させず,順番で大使役にあたりました。大掾氏以外の者が七年に一度の巡役として大使役を勤めるときは,臨時に国衙の大掾職に任じられ,大使として鹿島神宮へ赴きました。

常陸平氏にとって,鹿島大使役は一族の権威,団結を誇示する上で大きな効果をもたらしましたが,祭礼費用は多額であったと考えられ,経済的には大きな負担を背負うことになりました(「大使神役用途注文」税所文書)。年未詳(永享7年?)7月25日「民部丞朝幹書状」(税所文書)によると,真壁朝幹は鹿島社御修理奉行と「在陣之事」を仰せつけられており,さらに大使役を勤仕することは難儀なのでご免を蒙りたいと注進しています。

15世紀以降になると,七月大祭も滞りがちになったためか,大使役の記録も断片的になります。「鹿島社七月祭大使職差定」(税所文書)によると,元亀3年(1572)には鹿島大使役の勤仕が鹿島郡に差定(指名)されています。また,「真壁氏幹書状」(真壁文書)には「鹿嶋御神役は前後三年,相勤め候」とあり,七年に一度の巡役体制は崩れたものの,常陸平氏一族による鹿島大使役勤仕は,戦国期まで存続していたことが確認されます。

## (1)正月青馬之事并七月御祭大使役之事案 …「白馬祭」と小牧郷

## 正月七日青馬之事

行方郡内小牧郷与理出之為地頭之沙汰出之,七日之夜,御殿被開御戸,於御前,地頭為天下御代官着神座,幣牛・幣馬被引進也,右牛馬神主請取也七月十日・十一日御祭大使役之事当社七月之-祭依為大-営,往古八勅使御-下-向,然国-煩民-歎之-間,常陸大-掾被許內昇一殿,賜官途為重役,七月御祭-使-役准勅使,正衣-冠,乗四-方輿,烈神官・在-庁等一座,令勤-仕御祭者也,其-後右-大-将家御代以-来,任先-例大-掾之余-流七鄉地-頭-等不交他-門,七ヶ年一度為七-鄉巡役相-勤之,干今無退転,当-国内他-門雖多之,非彼余流之間,於祭-使役者不能勤仕,勤 当-役之-輩被補大掾官 乾元二年

中世の鹿島神宮で行われた神事の中で、1月の白馬祭と7月の大祭は重要な祭礼でした。 白馬祭は、宮中の朝儀である白馬節会にならったもので、鎌倉幕府四代将軍藤原頼経が 東国に下向した折、宮中よりもたらした祭事であるといわれます。本来は文字通り青馬を 用いました。青は新春にふさわしい色であり、正月7日に青馬を見れば年中の邪気が除かれるという中国の故事に因む祭礼です。

乾元 2 (1303)年の「正月青馬之事<sup>\*</sup>并<sup>\*</sup>七月御祭大使役之事案」によると,祭事に用いる 神馬は,行方郡内小牧郷(行方市)にあった鹿島神宮の牧場から地頭によって献納されま した。

年未詳正月七日「幣馬幣牛之事」( 賜芦文庫文書 ) にも「彼(鹿島神宮 ) の幣馬幣牛は,行方郡内小牧郷より,地頭(行方本主景 幹) の沙汰として之を出す,小牧は,大明神の御牧たるにより古牧と号する事,その隠れなし,小牧郷は,毎年,幣馬幣牛の外は,他の役,無き者なり」とあります。この史料は乾元年間(1302~1303)ごろのものと考えられます。小牧郷の地頭(常陸平氏,行方氏の流れをくむ小牧氏)が鹿島神宮との相論にあたって,幣馬・幣牛以外の年貢等の負担義務はないとする自らの主張を述べています

## (2)年未詳6月29日真壁氏幹書状・・・・鹿島神宮の御神役と真壁氏

如来翰,任 御神役旧規, 就令禁足,如嘉例以御使 承,殊扇子片金并一種送 給候,祝着之至,目出珍重 存候,然者如前〉御最 花七貫進納,次鞦一掛 差副之候,幾久可申承候, 委細彼口裏申合候,恐〉 謹言

六月廿九日 右衛門大夫氏幹 謹上鹿嶋神主殿

御報

・・・(紙継目)・・・・・・・ 追啓,御神役之間, 不能判形候,已上

鹿島神宮の七月大祭は,元来,朝廷より派遣された勅使が鹿島大使役として,祭礼の執行にあたることになっていました。しかし,中世になると,真壁・小栗・吉田・東条・鹿島・大掾(国府)・行方の常陸平氏七氏が鹿島大使役を勤仕するようになりました。

常陸平氏一族は,鹿島大使役を勤仕することによって一族の権威,団結を誇示しました。しかし,祭礼費用は多額であったため経済的には大きな負担となりました。永享7年(1435),常陸平氏の一族である真壁朝幹は,鹿島神宮御修理奉行なども仰せつけられているので,大使役は辞退したいと注進しています。

15 世紀以降になると大使役の記録も断片的になりますが,年未詳弥生吉日「真壁氏幹書状」(真壁文書)には「鹿嶋御神役は前後三年,相勤め候」とあり,常陸平氏一族による鹿島大使役勤仕は,戦国期 16 世紀まで存続していたことが確認されます。この文書は,年未詳 6 月 20 日「真壁氏幹書状」です。氏幹は,鹿島神宮の神役についているので外出できないこと,贈答品の御礼や神宮へ初穂料等を納入することなどを伝え,追啓で御神役を勤仕中なので花押を据えることはできないことを述べています。